改正後	改正前
四　踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第十七条第一項から第四項までの規定による勧告に係る事項	四　踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第八条第一項及び第二項の規定による勧告に係る事項
五～九　（略）	五～九　（略）
2　（略）	2　（略）
附　則	
（施行期日）	
1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。	
（経過措置）	
2　第二条の規定による改正後の道路法施行規則第十一条から第十三条まで及び第三条の規定による改正後の道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則第三条の二から第三条の四までの規定は、令和三年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（令和二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、令和二年度以前の年度の予算に係る国の負担又は補助で令和三年度以降の年度に繰り越されたもの及び令和二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。	
○国土交通省令第三十二号	
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第十七号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第五十条並びに旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）附則第十四条の規定に基づき、並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）を実施するため、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。	
令和三年三月三十一日　　国土交通大臣　赤羽　一嘉	
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令	
（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則の一部改正）	
第一条　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則（平成十年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。	
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
（資金の貸付け等の認可）	（資金の貸付け等の認可）
第一条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「法」という。）第十三条第四項の規定により同条第二項に規定する業務を行うことの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。	**第一条**　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「法」という。）第十三条第三項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。
一～八　（略）	一～八　（略）
2　機構は、法第十三条第四項の規定により同条第三項に規定する業務を行うことの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。	（新設）
一　交付金の使途	
二　交付金の額	
三　交付予定期日	
四　その他必要な事項	